

寄稿

米国における学修成果可視化の展開



大学改革支援・学位授与機構 教授

森 利枝

高等教育予算や学納金の上昇が背景に

米国では、2000年代初頭から、大学に説明責任を果たせることが政策課題の一つとなった。とりわけ2005年からの第2次ブッシュ政権下において、大学が、公財政支出の対象となりまた授業料を徴収することの正統性に関する説明を求める方針が打ち出された。

この方針の背景には、マーガレット・スプリングズ教育省長官の理念もさることながら、当時、連邦の高等教育予算が、額面においてもまた連邦教育予算に占めるシェアにおいても上昇しており(図1)、また州立大学、私立大学共に、学生納付金も上昇を続けていたことが指摘される(図2)。

図2では、米国の私立大学の平均学納金の高さが目を引くが、学生が実際に各種奨学金制度を利用して支払う学費は、公立・私立を通じて額面の60~70%であるとされている。ここでは2000年以降、平均学納金の伸び率が上昇していることに注目したい。

2005年に、大学の説明責任を強化することを目的にいわゆるスプリングズ委員会が設置された背景には、大学が公財政支出や授業料の支払いに見合うだけの学修成果をあげていることを証拠立てさせたいという政策意図があった。すなわち求められたことは、学生の学修成果の可視化である。

この委員会のもとでは、当初、学生の学修成果を計測するための全国統一テストの開発や、当時「インプット偏重で学修成果を軽視している」という批判を受けていた高等教育機関相互のアカレディテーションに、全ての高等教育機関がクリアすべき学修成果の最低基準を設定させること、ひいては現有のアカレディテーション団体に代わって、連邦が直接高等教育機関を評価する国家アカレディテーションを導入することまでが提案された。

この、学修成果重視の政策案は、高等教育機関への締め

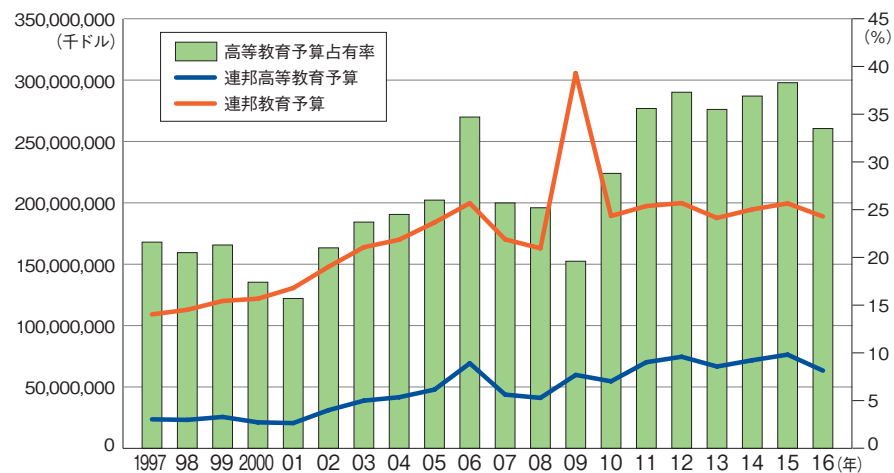
付けの強化であると受け取られ、高等教育界の猛烈な反発とロビイ活動を受けて大幅にトーンダウンする結果に至った。スプリングズ教育長官は2007年の記者懇談会で、ひとつの物差しで全てを測ることはできないとして、全国統一テストの導入を強く否定した。アカレディテーション団体がこぞって学生の達成に関する数値的な最低基準を提示するということは起きず、また国家アカレディテーション機関の創設も実現されなかった。

各教育機関とアカレディテーション団体が要求に応える形で対応

ところが、学修成果の可視化が全く進展しなかったかといえそうではない。スプリングズ委員会が提案した強硬策は概ね実現されなかったが、学生の学修成果を可視化することによって説明責任を果たすことは高等教育機関及び関係諸団体の手によって実行に移され始めた。このこと背景には、そもそもスプリングズ委員会の提案が、当時の米国の社会に共有されていた、高等教育への説明責任への要請をくみ上げて強調したものであって、連邦政府には継続してその要請を高等教育機関に提示する用意があったことが指摘できる。いっぽう高等教育機関の側にも、可能な方法で学修成果の可視化に対する要求に応えることによって、スプリングズ委員会のような強硬策が再来することを避けるという意図が働いたことが推測される。

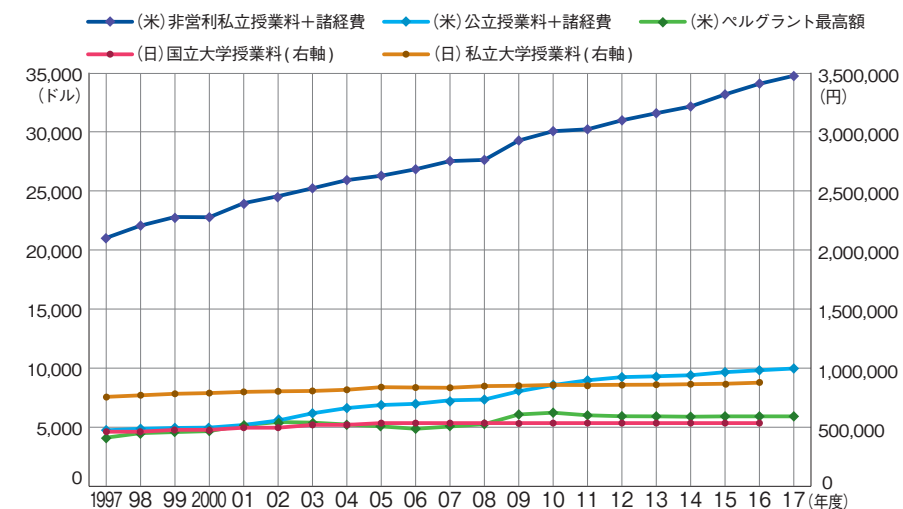
ブッシュ政権下のスプリングズ委員会が当初打ち上げた政策方針の転換の大きさと、その後の失速の陰にかくれて見えにくくなっているが、民主党オバマ政権下においては、2009年度の特別措置法に基づく教育予算の大幅な拡大に見られるように、教育への公財政支出の拡充を図るいっぽうで、各高等教育機関の達成に関する説明責任と効率性への要求を継続した。高等教育機関がその要求に応えるかたちで、おのおのの達成状況を数値で公開することが進んで

図1 連邦教育予算の推移(単位:千ドル)



出典: National Center for Education Statistics, Digest of Education Statistics, 2017 version, Table 401.10., https://nces.ed.gov/ipeds/data/digest/d16/tables/dt16_401.10.asp, 文部科学省「国公立大学の授業料の推移」http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/_icsFiles/fieldfile/2015/12/25/1365662_03.pdf, 文部科学省「私立大学等の平成26年度入学者に係る学生納付金等調査結果について」各年度、文部科学省「平成28年度学生納付金調査結果」http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/fieldfile/2016/08/10/1284481_07_4.pdf

図2 4年制大学学士課程学生納付金(平均)の推移



注: 米国の授業料+諸経費は2016年水準でインフレ調整後。参考のために、米国の代表的な給付型奨学金であるペル・グラントの最高額と、日本の国立大学の授業料(2004年以降は標準額)および日本の私立大学の平均授業料を併せ掲載した。

いる。実際、連邦教育省の教育統計局(National Center for Education Statistics: NCES)が提供している総合中等後教育データシステム、連邦政府が運営する高等教育統合データシステムに対する高等教育機関からのデータ提供項目は2000年以降詳細化しており、例えば1年次から2年次にかけての学生のリテンション率や学生-教員比等のデータの収集が新たに開始され、その結果は例えばカレッジ・ナビゲータといったウェブサイト等を通じて公表されている。

また、アカレディテーションのプロセスにも従来より明確な数値の提示が求められるようになってきている。例えば地域アカレディテーション団体が、学修成果の数値基準

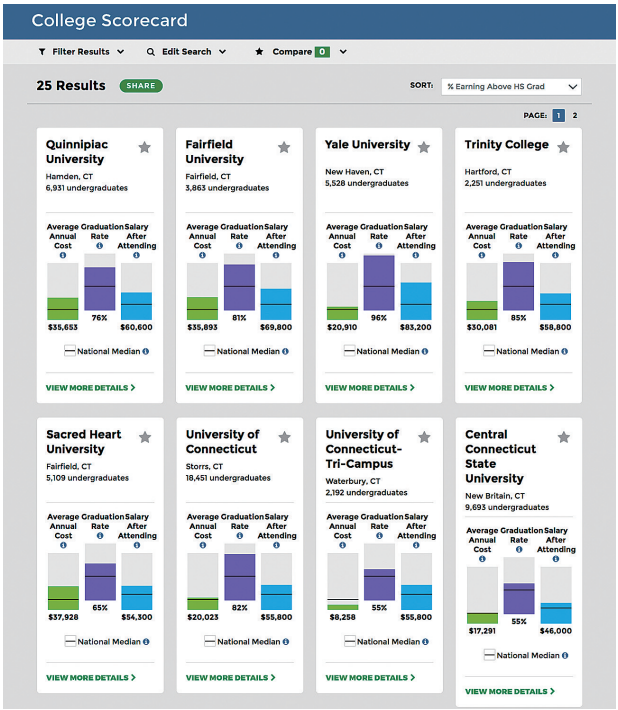
は示さないものの、各高等教育機関に対してリテンション率や卒業率、あるいは職業資格の取得率等の数値データを、社会に対して開示することを求めるといった変化が起きている。また、専門アカレディテーション団体としては、アメリカ法曹協会(American Bar Association: ABA)によるロー・スクールの適格認定が、数値基準を採用した典型例であると言えるだろう。ABAのアカレディテーション基準は、ロー・スクールに対し、修了者が法曹資格を得て法の専門家としての任務を効率的に果たせるような教育課程を提供することを求めている。この基準に関し、基準の解釈として、修了者の75%が5年以内に弁護士試験に合格することを書き込んだのが2008年であった。その後2014年に、この解釈は「基準」に格上げされた。ところがそのいっぽうで、連邦教育省の委員会の側ではこの対応を不十分と見たようである。連邦教育省の、アカレディテーション団体の認定に関わる委員会(National Advisory Committee on Institutional Quality and Integrity: NACIQI)は、

2016年に、弁護士試験の合格率の低迷等を背景として、ABAは学生の達成を等閑視しているとの批判を展開し、ABAによる新たな機関の適格認定を認めないことを連邦教育省に提案した。この提案は、連邦教育省によって実行に移されることはなかったが、ABA内部では弁護士試験の合格率75%の達成までの期間を5年から2年に短縮することについて、現在も激しい議論が続いている。

各大学の情報を比較可能に可視化する カレッジ・スコアカードの導入

さらに、学修成果の可視化に関わって、オバマ政権下で

図3 カレッジ・スコアカード(州単位表示)



るいは就学と収入の間にある相関関係を因果関係であるかのように誤解させうる等、「文脈を無視している」ことが問題点として指摘されている。また、2017年には、連邦教育省が、カレッジ・スコアカードで公開していた各機関出身者の奨学金の債務履行率に関して「計算間違い」があり、不履行率が高く見えていたとして訂正するという一幕もあった。このように見てくると、カレッジ・スコアカードの機能としては、進路選択のための情報提供というよりも、高等教育機関に対して、オバマ政権が引き続き説明責任と透明性を求めていくというメッセージのほうが大きかったと言えるかもしれない。

個別のカリキュラム運営にはルーブリックを活用

ここまで、2000年以降の米国における学修成果の可視化の試みについて、高等教育界全体をマクロな視点で捉えて説明責任と透明性の点から検討してきた。それとは別に、個別のカリキュラム運営のように高等教育をミクロな視点で見たときに、学修成果を可視化するツールとして指摘できるのはルーブリックがその代表格であり、2000年代に入ってから注目、あるいは再注目された道具立ては概ね学修成果とは可視なものであり明確に記述されうるものであるという発想に基づいて開発されていると考えてよいだろう。

そのような道具立ての代表格として、Massive Open Online Courses: MOOCsと Competency Based Education: CBEについて簡単に検討しておきたい。

MOOCsは、すでに広く知られているように、インターネットによる授業の大規模配信で、2008年頃の開始当初は配信が中心であったが、後に単位を付与するプログラムも出現するようになっていく。いっぽうCBEは、「柔軟性のある時間の枠組みの中で、実生活に役立つような学修成果が獲得されること」であり、「仮に『標準的な』時間より長い（あるいは短い）時間がかかっても、あらかじめ定義された成果の達成を優先すること」が特徴であるとされている（Spady, 1977）。CBEを実践している大学のプログラムの多くは、職場での経験を評価して単位や学位に繋げている。このような柔軟な高等教育プログラムは、ブッシュ政権下2005年の法改正によって連邦奨学金の対象とされ、オバマ政権下では2013年にその方針を確認する告示が出された。さらに2014年には連邦教育省の主導で、CBE実践の実験校を指定するプロジェクトも開始された。

オバマ政権は発足時に、高等教育に関し、大学に通うコストを低廉化し、全ての市民に少なくとも1年間の高等教育の経験の機会を確保することと併せ、学士をはじめとする学位取得のプロセスを迅速化するという施策方針を出している。MOOCsにしてもCBEにしても、この方針と親和性が高かったといえそうだが、ここで注目したいのは両者とも、個々の高等教育プログラムや科目が達成すべき学修成果は既に可視化されているという前提に立ったうえで、その学修成果を達成するためのルートを、従来とは異なる形式で提供しているのだといえることである。MOOCsは学修成果に至るルートをオンラインでの学修機会として提供するものであり、CBEはそのルートとして実務経験を含む多様な環境を包含する試みである。いずれの場合も、高等教育のプログラムや科目といったミクロな視点に立てば、達成すべき学修成果は可視であるという前提を以て初めて可能になる設計になっている。

もっとも、このように考えてくると、達成すべき学修成果が可視であるということは、学修の実践の方法が目新しい場合には改めて意識されるけれども、通常の教室での授業においても、最終的にどのような学修成果が達成されるべ

きなのかは見えているはずだということに気づくことになる。同様に、PBLやインターンシップといった、日本でも流行している学修方法によって単位の修得が可能であるのは、いかに方法が多様であっても、達成すべき学修成果があらかじめ可視であり、明確に記述され共有されうることを前提にしているからだといえる。

日本でも情報公開のあり方と説明責任が焦点に

以上、学修成果の可視性に関する議論と実践について、米国のトレンドを見てきたが、最後に日本における高等教育に関する議論にも響き合うような、限定された要素について考えてみることにしたい。

まず、高等教育をマクロな視点で捉えたときの、学修成果の可視化については、高等教育機関はいかに説明責任を果たすべきかという議論の中で、日本でも政策上の論点となっている。米国ではそれまでの高等教育機関相互のアクレディテーションが不十分であるという議論のもと、その厳格化を目指して抜本的な構造転換が図られたが、ブッシュ政権の狙いははずれたと言ってよい。これまでのところ、もっぱら学修成果の可視化は数値を重視した情報公開によって実現するという方針が採られている。オバマ政権は強気の情報公開施策を実現したが、高等教育機関は、その内容が誤っていない限り、情報公開そのものには反対しがたいようである。ただし、なぜそのような数値が得られているのか、背景となる文脈を説明するチャンネルを要求する声は高い。このことは、日本の大学ポートレート等、高等教育機関を横断する情報提供システムを開発し提供する際に顧慮すべきであろう。

また、ミクロな視点に立ったとき、個別の授業に採用する流行のツールの多くは、学修成果が可視であることを前提にするものでその逆ではないことを改めて確認しておきたい。学修成果の達成に効率性や多様性をもたらすことを期待して導入されるツールと、学修成果を可視化することを混同することはできない。新たなツールには、新たな可視化の方法が必要になるのである。

【参考文献】
Spady, W., G. (1977) "Competency-Based Education", Educational Researcher, volume 6, number 1, pp.9-14, reprinted by Deakin University in A Collection of Readings Related to Competency-Based Training, 1994, pp.21-31. Victoria, Australia